

平成27年度 第1回府中市環境審議会会議録(要旨)

平成27年7月21日(火)
午前10時から午前11時50分まで
北庁舎3階第1会議室

- 1 出席委員 伊東準一委員、加藤信次委員、佐伯四郎委員、服部美佐子委員、石谷真喜子委員、川辺清二委員、増山弘子委員、宮地賢委員、表伸一郎委員、小西信生委員、玉山真一委員(副会長)、金子弥生委員、室英治委員(会長)
(13名)
- 2 欠席委員 宮川力委員、榎本弘行委員(2名)
- 3 事務局 高野市長、今坂生活環境部長、前島環境政策課長、宗村環境改善係長、高橋自然保護係長、環境改善係海野、石田職員
- 4 傍聴者 なし
- 5 議 事 (1) 会議の公開について
(2) 環境審議会の日程について
(3) 第2次府中市環境基本計画について
(4) 府中市地球温暖化対策地域推進計画について
(5) 府中市生物多様性地域戦略について
- 6 資 料 資料1 府中市環境審議会規則
資料2 府中市環境審議会委員名簿
資料3 府中市環境審議会の傍聴について
資料4 府中市環境審議会スケジュール(案)
資料5 第2次環境基本計画環境マネジメントプログラム(環境行動指針)
その他 第1次府中市環境基本計画
第2次府中市環境基本計画
府中市環境行動指針
府中市地球温暖化対策地域推進計画
府中市生物多様性地域戦略
府中の環境ー平成25年度報告書ー

【議事内容】

- 事務局 第1回府中市環境審議会を開催する。会議の前に配布資料を確認する。
「府中市環境審議会規則」第5条第2項の規定である委員の過半数が出席なので、本会議は成立している。
- 事務局 委任状の伝達は、本来、市長から手渡すが、時間の関係もあり、委任状を置いた。
市長からあいさつする。

市長 第1回府中市環境審議会に出席いただき、委員就任を引き受けていただき、感謝申しあげる。

近年は、生活に密着したごみ問題から自然環境の保全や地球温暖化対策まで、幅広い取組が求められる。東日本大震災以降、節電対策、省エネルギー対策が課題である。世界各国では京都議定書の発効をうけ、温室効果ガス排出量削減を進めている。

本市では、地球温暖化防止のため、平成22年度に「府中市地球温暖化対策地域推進計画」を策定した。環境問題の解決には行政や事業者が責務を果たし、市民一人ひとりが自分自身の問題として、環境に配慮した行動を心がけることが重要であると考え、環境保全に関する学習の機会、交流及び活動の場を提供し、支援するため、平成23年12月に「府中市環境保全活動センター」を開設した。

平成15年に策定した「府中市環境基本計画」が平成25年度に終了したため、平成26年1月に「第2次府中市環境基本計画」を策定した。第2次府中市環境基本計画の進捗状況及び府中市地球温暖化対策地域推進計画の見直しについて、審議いただく予定である。環境施策に関する重要事項に関して、活発な審議をお願い申しあげる。

事務局 市長は他の公務のため、退席する。

本日の会議の進め方について諮る。第一回の会議なので、自己紹介、会長選出の順番に進める。

委員 (各委員自己紹介)

事務局 (事務局自己紹介)

事務局 会長、副会長の選出であるが、規則第4条では、委員の互選となっている。

委員 事務局に考えはあるか。

事務局 委員から会長、副会長について、事務局の考えはどの発言があったが、他の委員はいかがか。

委員 異議なし。

事務局 事務局の案は、会長が学識経験者の選出であり、平成21年度から環境審議会委員として参加し、4期目となる室委員に、副会長が2期目となる玉山委員にお願いしたい。

委員 異議なし。

事務局 室委員に会長、玉山委員に副会長をお願いする。会長、副会長あいさつをお願いする。

会長 (会長あいさつ)

副会長 (副会長あいさつ)

会長 ここからは、私が議事を進行する。「(1) 会議の公開について」を議題とする。事

務局から説明をお願いします。

事務局 (府中市公開条例の説明)

会 長 事務局から説明があつたが、意見はあるか。
公開する会議録は要旨とし、会長、副会長を除き、発言者名は伏せて公開する。
傍聴者がいたら傍聴席へ案内をお願いします。

事務局 本日、傍聴者はいない。

会 長 (2) 環境審議会の日程について、事務局から説明をお願いします。

事務局 (2) 環境審議会の日程について、資料4の環境審議会スケジュール(案)に沿って説明する。今年度は本日を含め、計2回の開催を予定している。第2回は、11月の予定である。次年度は、平成28年5月、10月、平成29年3月の計3回の予定である。各回の会議は、原則2時間、午後6時半から開始する。次回の日時を決めたい。

会 長 次回の日時を決める。事務局はいつを予定しているか。

事務局 11月10日(火)午後6時半を考えている。

会 長 事務局から案があつたが、委員の都合はどうか。

委 員 異議なし。

会 長 次回の第2回は、11月10日(火)午後6時半開始とする。

事務局 今後の会場は、基本的に府中駅北第2庁舎3階第2会議室となる。変更が生じた場合は改めて連絡する。

会 長 (3) 第2次府中市環境基本計画について、事務局から説明をお願いします。

事務局 (3) 第2次府中市環境基本計画について説明する。

府中市環境基本条例に基づき、平成15年度に策定した府中市環境基本計画の計画期間が平成25年度で終了したため、平成26年度から平成34年度まで9年間を計画期間とする第2次府中市環境基本計画を平成26年1月に策定した。

第2次環境基本計画は、平成23年5月から平成25年11月までの間、府中市環境審議会で審議し、策定した。

第1章「計画の基本的な考え方」では、策定の背景・趣旨、位置付け、対象とする環境の範囲、計画期間を示している。位置付けとしては、第6次府中市総合計画に示した施策を環境面から具体化し、良好な環境づくりの考え方、目標、達成手段を明示している。平成35年度以降の環境基本計画の策定に際し、総合計画と整合を図るため、計画期間を第6次総合計画より1年長い9年間とし、それ以降は、総合計画の計画期間に合わせ、総合計画策定より1年遅らせて策定する。

第2章「府中市を取り巻く環境の現状」では、市の概況、自然環境に係る現状、生活環境に係る現状、都市・文化環境に係る現状、低炭素型・循環型社会の構築に係る現状、環境教育・学習・エコライフに係る現状を示している。

第3章「府中市の環境課題」では、自然環境、生活環境、都市・文化環境、低炭素型・循環型社会の構築、環境パートナーシップに係る課題を示している。

第4章「計画の目標と施策体系」では、計画の目指すべき望ましい環境像を条例の基本理念に基づいて達成するため、5つの基本方針を定め、施策の体系を示している。望ましい環境像を「人も自然もいきいきする環境都市・府中」と定め、望ましい環境像の達成を目指し、基本方針を「水と緑が豊かにあるまちを目指します。」、「安全・安心に健康で暮らせるまちを目指します。」、「文化的で快適なまちを目指します。」、「低炭素型・循環型のまちを目指します。」、「環境パートナーシップの育つまちを目指します。」と定めている。

第5章「環境施策と各主体の行動」では、5つの基本方針ごとの施策の考え方と施策の実現に向けた市の環境施策、市民の環境保全行動、事業者の環境保全行動を示している。

第6章「重点プロジェクト」に多種多様にわたる環境課題を解決していくため、必要となる横断的な取組について、重要性・緊急性が高く、府中市の環境の特性を活かしていくための軸となる施策として、3つの重点プロジェクトを設定している。「府中市の歴史と景観を彩る「自然」とともに歩む環境づくりプロジェクト」、「安全・安心な地球、そして府中市を守り育てる環境づくりプロジェクト」、「一人ひとりがともに考え行動する、環境パートナーシップの強化プロジェクト」の3つの重点プロジェクトを設定し、市、市民、事業者のパートナーシップにより、強力な取組を展開する。

第7章「推進体制・進行管理」に第2次府中市環境基本計画の確実な推進のため、市民、事業者、行政のそれぞれが主体的に行動し、適切に連携しながら、計画に取り組むことが必要なため、各主体の役割と連携体制を持って、継続的に進行管理を行い、計画を推進する。推進体制としては、環境審議会が第2次府中市環境基本計画の評価組織となっている。今後の審議会で、環境の現状や市の環境報告書などの調査結果を踏まえ、環境基本計画の進捗状況などを把握し、市の環境施策に関して総合的に審議していただく。

会 長 事務局から、第2次府中市環境基本計画の説明、平成26年度の進捗状況について報告があったが、意見、質問はあるか。

会 長 第2次府中市環境基本計画についてよければ、次の議題に進む。(4)府中市地球温暖化対策地域推進計画について、事務局から説明をお願いする。

事務局 (4)府中市地球温暖化対策地域推進計画について説明する。

市民、事業者、市が一体となり、将来にわたり持続的発展が可能な低炭素社会を構築するため、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、府中市環境基本計画のもと、平成23年度から平成32年度までの10年間の計画とする府中市地球温暖化対策地域推進計画を平成23年3月に策定した。

第1章「計画の基本的事項」では、策定の背景、計画策定の意義、計画の目的及び位置づけ、計画対象、地球温暖化の現状、地球温暖化に対する取組を示している。

第2章「府中市の地域の特性」では、気候特性、社会・経済特性等、市の概況を示し

ている。

第3章「温室効果ガス排出量の現況」では、現況把握の方法、市の二酸化炭素排出の状況、部門ごとの二酸化炭素排出量の動向、市の温室効果ガスの状況を示している。

第4章「二酸化炭素排出量の将来予測」では、将来予測の考え方、予測結果を示している。

第5章「府中市の地球温暖化対策の方向性」では、市が目指す地球温暖化対策に関する将来像を「地球に優しい暮らし方・働き方をみんなで実践するまち」とし、実現するために3つの基本方針を「1 府中市で暮らし働くみんなで地球温暖化対策に取り組みます。」、「2 再生可能エネルギーの導入および省エネ機器等の普及を促進します。」、「3 環境保全活動センターを核とした温暖化対策先進地域を目指します。」として定めている。平成32（2020）年度までに平成2（1990）年度比で15%の削減を目標としている。

第6章「市民・事業者の行動と市による施策」では、市民、事業者、市が取り組むべき個別施策を重点分野別に示している。

第7章「重点プロジェクト」では、二酸化炭素排出量の削減目標を達成するため、重点的に取り組むべき施策として、6つの重点プロジェクトを設定している。重点プロジェクト①「日々の暮らし・働き方に対する普及啓発プロジェクト」では、日常生活・業務の「省エネ行動」は大きな効果があるため、行政等による情報提供、取組効果の見える化を推進することにより、市民、事業者の省エネ行動の取組率100%を目指す。重点プロジェクト②「家電・自動車の買い替え時の省エネ配慮推進プロジェクト」では、家庭、業務部門から二酸化炭素排出量の比重が大きく、今後、市の人口増が見込まれ、家電、業務設備、自動車の「買い替え時の省エネ選択」が重要となる。行政、販売店等の省エネ機器に関する情報提供により、市民、事業者の買い替え時の省エネ配慮100%達成を目標とする。重点プロジェクト③「住まい・事業所における低炭素の工夫推進プロジェクト」では、快適な低炭素生活を実現するため、住まい、事業所の工夫も重要となる。「市内の14,000世帯が太陽光発電を導入した住居で生活」、「市内の7割以上の世帯で高効率給湯器や太陽熱温水器などの導入」、「市民、事業者が、住宅、事業所等の新築時、改築時に省エネ基準に配慮」を目標とする。重点プロジェクト④「地球温暖化対策への市民参加プロジェクト」では、地球温暖化対策を推進するため、市民の実感が重要となる。森林施業体験、農業体験などの実感を伴う市民参加型を企画、開催する。重点プロジェクト⑤「廃棄物の削減プロジェクト」では、家庭、事業所から出るごみの多くは焼却処分されており、ごみ減量、リサイクル率向上は、重要な地球温暖化対策である。一般廃棄物処理基本計画では、「ごみ50%削減」、「リサイクル率日本一の実現」、「すべての市民・事業者との協働により循環型社会の実現」を目標に掲げ、本プロジェクトでも目標として掲げている。重点プロジェクト⑥「地球温暖化対策に関する環境教育推進プロジェクト」では、地球温暖化対策の推進は、みんなで取り組むことが重要であり、市民の意識変革を促し、正しい情報、良質な体験の提供が必須となる。市の将来を担う子どもたちに対するアプローチは重要である。市民が学び、体験する機会を数多く設け、参加を促進し、小・中学校のエコスクール化推進を目標としている。

第8章「計画の推進・進行管理」では、計画の推進体制、進行管理を示している。推進体制図では、第2次環境基本計画と同様に⑤評価組織として、環境審議会が地球温暖化対策地域推進計画の評価組織となっており、今後の審議会において審議する。

計画策定から4年が経過し、重点プロジェクト⑤「廃棄物の削減プロジェクト」にある「ごみ50%削減」のように、内容に変更が生じているものがある。

会 長 事務局から、府中市地球温暖化対策地域推進計画の説明があつたが、意見・質問はあるか。よければ、次の議題に進む。(5) 府中市生物多様性地域戦略について、説明をお願いする。

事務局 (5) 府中市生物多様性地域戦略について説明する。

平成20年施行された生物多様性基本法において、生物多様性地域戦略を定めることが地方公共団体に努力義務化された。東京都は「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」を平成24年度に策定した。市の生物多様性の保全、持続可能な利用に関する施策を総合的、計画的に推進するため、平成27年度から平成31年度まで5年間を計画期間とする府中市生物多様性地域戦略を策定した。

総合計画、緑の基本計画、環境基本計画などに基づく各施策を実施する中で、生物多様性の保全に取り組んできた。府中市生物多様性地域戦略では、国でも課題となっている生物多様性の社会における主流化について、取り組んでいくという姿勢を明確にしていくこと。戦略の冊子では、記載内容を要約し、ポイントを絞り込み、市民に実際に目を通してもらい行動するためのものとして策定した。

「府中の生物多様性を豊かにするはじめの一步」を副題とした。

生物多様性の説明として、「多様な種類の生きものが関わりながら、様々な環境に合わせて生活していること」を示し、生態系・種・遺伝子の3つのレベルの多様性により、私たちの命と暮らしが支えられていることを示し、写真を活用して市の特徴を表現している。

「私たちの暮らしと生きものとの関わり」では、「私たちの暮らしや文化は、府中市固有の生物多様性に支えられており、府中の生きものは府中でしか守ることはできないこと。また、生きものは、それぞれ生態系のつながりを持っていて、一つの種が絶滅したとしても、見ること・食べることなど、私たちの暮らしに影響する。」とした人といきものとのつながりを示している。

「私たちのいのちと暮らしを支える生物多様性」では、「生きものがうみだす大気と水」、「食料や落ち葉などの資源」、「生きものとしての機能の利用」、「知恵と伝統」の4つを、人の命と暮らしを支える生物多様性として、記載の例示を加え、示している。

「生物多様性の4つの危機」では、「開発など人間の活動による危機」、「人間の自然への働きかけの減少による危機」、「人間により持ち込まれたものによる危機」、「地球環境の変化による危機」について、それぞれ記載の説明を加え、示している。

「目指すべき姿」では、私たちが暮らす「まち」府中市には、「緑地」「水辺」「人里」といった多様な生きものの生息場所があり、生物多様性の保全と恵みの持続可能な利用をし、「人の生活」と「生きものの命」が豊かに共存した活気あふれるまちを目指し、「人と生きものが豊かに共存し いきいきしたまち」として示している。

「府中市の生物多様性への方針と取組」では、生物多様性に関する事項は、様々な分野と密接に関わっているため、第6次府中市総合計画をはじめ、第2次府中市環境基本計画、府中市緑の基本計画2009と整合を図り、市民と協働して取り組み、今後5年間の3つの方針と取組内容を示している。

方針1 普及啓発では、本市の自然環境についての理解を深め、生物多様性の大切さを知る機会の提供で、具体的取組として武蔵台公園などでの自然観察調査の継続的实施と報告。のほか記載の3項目を示しています。

方針2 生息空間の保全では、生きものの生息空間の保全とともに外来種への対策な

ども取り組み、浅間山公園、崖線の樹林地における管理指針の作成、外来植物の駆除の保全活動への取組のほかにも4項目を示している。

方針3 市民との協働では、府中かんきょう市民の会などの市民団体と協働し、生物多様性の取組を進める。環境保全活動センターの機能拡充を図り、市民・事業者と連携を強化すること、研究機関と連携を深め人材育成に努めることを示している。

「生物多様性との付き合い方3つのステップ」では、人と生きものの共生には、多くの生きものと深い関わりを知り・学び・行動することが大切であるため、触れる・感じる・気づく・観察することを、第一段階である「ステップ1. 知る」として示している。「調べる・教えてもらう」ことを「ステップ2. 学ぶ」、「参加する・伝える・連携する」ことを「ステップ3. 行動する」として示している。

「ちょっとしたことで生物多様性」では、市の生物多様性が豊かになることにつながる、市民一人ひとりの取組のヒントを「家」・「学校と職場」・「野外」に分けて例示している。

「家」での「ステップ1知るでは、家族で府中の自然や生きもののことについて話をします。」「ステップ2学ぶでは、身近な植物や昆虫などを調べ、記録します。」「ステップ3行動するでは、府中で採れた旬の野菜を食卓に乗せます。及び、家の周りの緑化をします。」を示している。

「学校・職場」での「ステップ1知るでは、昔の府中の様子や生活を知る機会をつくります。」「ステップ2学ぶでは、外来種について学びます。」「ステップ3行動するでは、建物の周りの緑化をします。及び、校庭や事業所の一角に生きもの空間をつくります。」を示している。

「野外」での「ステップ1知るでは、緑地・河川敷を散歩します。」「ステップ2学ぶでは、自然観察会や各種取組に参加します。」「ステップ3行動するでは、野生動物に対するマナーを守ります。及び、ゴミは捨てない、ゴミを拾います。」を示している。

「生物多様性を豊かにする主な活動と今後の展開」では、府中市緑の基本計画2009において、武蔵台公園周辺、浅間山公園周辺など10の区域を「緑の拠点」と位置づけ、緑の将来構造図(水と緑のネットワーク形成方針図)に記載されている。「緑の拠点」を中心に市内各所で、市民・事業者による様々な活動が行われ、今後の展開、市の取組を示している。

戦略は市内全域を対象地域とするが、「緑の拠点」を生物多様性の重点的な地域として位置付ける。

「取組を進めるための推進体制」では、生物多様性を豊かにするため、市民・事業者・行政それぞれが主体的に行動し、連携しながら取り組むことが必要となる。市は科学的知見に基づき行動するため、研究機関と連携を深め、多摩川河川管理者の国土交通省、都立公園管理者の東京都、また、生きものには市境界の概念がないため、近隣自治体などと連携した取組を進める。第2次府中市環境基本計画の推進体制と一体となり進める。

「戦略策定にあたって」では、市の生物多様性を豊かにするための「第一弾」の取組として「はじめの一步」を踏み出すこと、戦略の期間は5年間とし、府中市緑の基本計画2009に示した「緑の拠点」を中心に取組を進めること、PDCAサイクルを繰り返すこと、市民とともに一つひとつできることから取り組むこと、進捗状況をホームページや広報を通じ、市民に公表することを示している。

会 長 府中市生物多様性地域戦略の説明があった。意見、質問はあるか。

委 員 この場で了承を得るとのことか。

事務局 昨年度末にすでに策定したものであり、第1回なので内容について説明した。

会 長 府中市生物多様性地域戦略についてよければ、7その他に事務局から何かあるか。

事務局 その他に5点あるので、確認してもらおう。

1点目、委員報酬に関する委任状を会議後に回収する。

2点目、審議会終了後に会議録を作成し、次回までに送付する。次回審議会で委員から了承を得た後に公開する。

3点目、次回は11月10日（火）午後6時半に府中駅北第2庁舎3階会議室で開催する。今後はスケジュールに沿って開催する。

4点目、委員選任の記事を8月11日号広報に掲載する。

5点目、開催通知、会議録確認などは、次回からは会長名で各委員に送付する。可能ならば、電子メールで送付したい。電子メールの送付が難しい方は郵送とする。

会 長 次回は、11月10日（火）午後6時半に開催する。

本日の環境審議会を終了する。

以 上